

「ど根性雑草」抑制を目的に試験施工を行います

～ 舗装・縁石等の継ぎ目からの雑草抑制の取り組み～

富山河川国道事務所管内では、通行幅の確保や通行車両の視距確保等のため、原則として年1回の頻度で計画的に除草を実施しているところです。

高岡国道維持出張所が管理する直轄国道(4路線100.3km)についても、計画的に進めてきておりますが、毎年多くの相談・要望等があります。

相談等の中でも、歩道部の舗装・縁石等の継ぎ目からの雑草の繁茂による、歩道通行幅の減少や通行車両からの歩行者視認不良は、放置しておくとう通行等の支障になるだけでなく、道路構造物への悪影響も懸念されるものです。

そこで、舗装・縁石等の継ぎ目からの『ど根性雑草』の抑制を行い、安全・安心な道路利用と将来的な維持管理のコスト縮減を目的に下記の試験施工を行います。



雑草抑制の取り組み(試験施工)

場 所： 国道8号 江尻交差点～熊野町交差点(歩道部)
(高岡市江尻～高岡市熊野町)

実施時期： 11月10日(水)から天候を見ながら順次実施予定

取り組み： 下処理後(雑草・根除去)、アスファルト注入を行います

お問い合わせ先

パレットとやま(富山河川国道事務所)

□ 高岡国道維持出張所長 飯野 克宏 TEL:0766-23-6776 (代)

【参考】「ど根性雑草」抑制の取り組み

現状

○舗装・縁石等の継ぎ目から雑草が繁茂し、通行幅減少やひどい場合には、通行車両ドライバーからの歩行者の視認不良が生じます。

○雑草がさらに生育すると、舗装が盛り上がる等の道路構造物の損傷が発生し、補修等のメンテナンス費用の増加や歩行者等は段差等で危ない状況になります。

○このような状況にならないようにパトロールなどをしながら、必要な箇所の除草等を実施してきておりますが、多くの費用が必要となります。

○また、除草に関する相談・要望件数は、前年比で約1.3倍程に増加しており、道路利用者の除草に対する高い関心を示しています。
(H21.4～10:26件、H22.4～10:33件)

国道156号 高岡市行兼地先



国道8号 高岡市向野本町地先



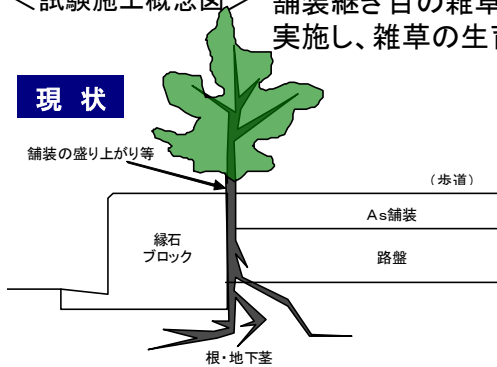
雑草生育により舗装が盛り上がっている状態

取り組み（試験施工）

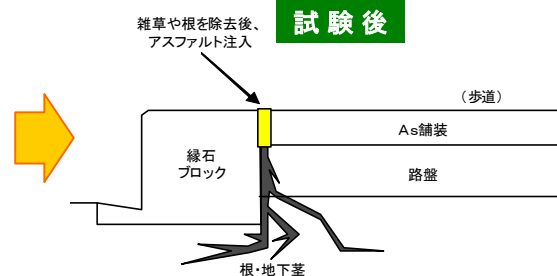
○将来的な維持管理のコスト縮減を目的に下記の取り組みを実施します。

<試験施工概念図> 舗装継ぎ目の雑草および根を除去した後、アスファルト注入を実施し、雑草の生育するスペースを塞ぎます。

現状



試験後



○なお、試験施工箇所は、来年度の雑草生育期(4月～)に経過観察を定期的に行い、その効果を検証していく予定です。

試験箇所 位置図

